

様式第1号（第5条関係）

特定開発事業実施届出書

年 月 日

赤 穂 市 長

規則で定める種別を記入

- ・ 1,000㎡以上の用地の造成その他土地の区画形質の変更（工業専用地域は、1ha以上のもの）
- ・ 高さ15mを超え又は建築面積が500㎡を超える建築物の設置又は解体（工業専用地域の建築物は、高さが15mを超え又は建築面積が1,000㎡を超えるもの）
- ・ 高さが15mを超える工作物の設置又は解体
- ・ 土石の採取を行う事業
- ・ 工事延長が100m以上の河川及び海岸の改修工事
- ・ 下水道工事で、工事延長が1km以上のもの
- ・ 工事延長が300m以上の道路の新設、改修及び掘削工事
- ・ 公有水面の埋立て事業

住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

〇〇市〇〇〇〇番地

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

〇〇工業株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

担当者名 〇〇課 〇〇 〇〇

電話番号 XXXX-XX-XXXX

メールアドレス 〇〇〇@〇〇〇〇

赤穂市生活環境の保全に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|----------------|--|---|
| 特定開発事業の種別 | 建築面積500㎡を超える建築物の設置 | |
| 事業計画の概要 | 事業区域の位置 | 赤穂市〇〇〇〇番地 |
| | 事業区域の面積 | 5,000㎡ |
| | 事業区域の用途地域 | 準工業地域 |
| | 関係法令等 | 都市計画法、建築基準法、〇〇法 |
| | 事業の内容 | 〇〇工業株式会社倉庫新築工事 事業内容は具体的に記入 |
| | 事業期間 | 着工予定 完了予定 〇〇年〇月〇日 〇〇年〇月〇日 |
| | 設計者 住所・氏名 | 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地 Tel XXXX-XX-XXXX 氏名 〇〇設計株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 |
| 工事施行者 住所・氏名 | 住所 △△市△△町△△番地 Tel XXXX-XX-XXXX 氏名 △△建設株式会社 代表取締役 △△ △△ | |
| 添付書類 | 1. 誓約書 2. 説明会開催結果報告書 3. 工事中の公災害防止対策に関する計画資料 4. 工事中の交通安全対策等に関する計画資料 5. 現況図・現況写真 6. 位置図・付近見取図 7. 特定開発事業の計画図 8. その他市長が必要と認める書類 | |

当該事業に係る関係法令を記入

誓約書

年 月 日

赤穂市長

事業主 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

〇〇市〇〇〇〇番地

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

担当者名 〇〇課 〇〇 〇〇

電話番号 XXXX-XX-XXXX メールアドレス 〇〇〇@〇〇〇〇

設計者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇設計株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

担当者名 〇〇課 〇〇 〇〇

電話番号 XXXX-XX-XXXX メールアドレス 〇〇〇@〇〇〇〇

工事監理者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

□□市□□町□□番地

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

□□建設株式会社 代表取締役 □□ □□

担当者名 □□課 □□ □□

電話番号 XXXX-XX-XXXX メールアドレス 〇〇〇@〇〇〇〇

工事施行者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

△△市△△町△△番地

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

△△建設株式会社 代表取締役 △△ △△

担当者名 △△課 △△ △△

電話番号 XXXX-XX-XXXX メールアドレス 〇〇〇@〇〇〇〇

このたび赤穂市〇〇〇〇番地 に於ける 〇〇工業株式会社倉庫新築工事 については、「赤穂市生活環境の保全に関する条例」に基づく市の指導に従い関係住民等との間に紛争が生じないように努めるとともに、紛争が起こった場合は、誠意をもってその解決にあたることを誓約します。

説明会（事前協議）開催結果報告書

説明会（事前協議）の結果を報告します。この報告書の記載事項は、事実と相違ありません。

赤穂市長

年 月 日

説明内容、相手方の意見とその回答について書き切れない場合は、「別紙のとおり」と記入の上、別紙での報告も可能とする。配布資料がある場合は、その写しを添付すること。

報告者

氏名 ○○工業株式会社

代表取締役 ○○ ○○

電話番号 XXXX-XX-XXXX

メールアドレス ○○○@○○○○

| | | |
|----------------------|---------------------|--|
| 特定開発事業者 | ○○工業株式会社 | |
| 説明会 (事前協議) 日 時 | ○○年○月○日 ○時○分 ~ ○時○分 | |
| 開催場所 | 赤穂市○○集会所 | |
| 出席者 | 住民側 | ○○地区自治会長 ○○○○ ○○地区農業総代 ○○○○ ほか、地区住民○名 |
| | 事業主側 | ○○工業株式会社 ○○課 ○○○○ △△建設株式会社 △△課 △△△△ |

※ 説明会（事前協議）内容については、説明内容、配布資料の有無及び相手方の意見又は要望を記入して下さい。

概要説明【事業主側】

○○工業株式会社倉庫新築工事にあたり住民説明会を行った。

事業概要、工事期間、工事車両の経路、公害及び交通安全対策等について、別紙配布資料の通り説明を行った。

住民からの意見とその回答

・交通安全対策として、ダンプ等工事車両の出入りが多い時は、交通誘導員等を配置してほしい。また、通学路になっているため、通学時間帯の車両通行は避けて欲しい。

⇒工事車両の出入りが多い時は、交通誘導員を配置します。通学時間帯に大型車両等の通行は行いません。やむを得ず車両が通行する場合は、車両は徐行し、交通安全に努めます。

・工事中の騒音に気をつけてほしい。

⇒使用する重機等は低騒音型とし、エンジンの空ぶかしやアイドリングは行いません。

特定開発事業実施届出参考資料

| 工事中の公害及び災害の防止対策 | | 事前調査の内容は詳しく記入 |
|---|--|-----------------------------|
| (1) 特定建設作業の種類 | ⑦掘削機械を使用する作業 | |
| (2) 作業地周辺家屋の事前調査 | 特になし 該当のものに○を記入 | |
| (3) 特定開発事業を行う場合の遵守事項 | 道路又は水路の付け替え | 有 ・ <input type="radio"/> 無 |
| | 幹線道路との取り付け道路の設置 | 有 ・ <input type="radio"/> 無 |
| | 造成地盤又は土石採取跡地の法面等の崩壊防止対策 | 有 ・ <input type="radio"/> 無 |
| | 工事現場からの汚水 | 有 ・ <input type="radio"/> 無 |
| | 土石採取跡地の緑化復元計画 | 有 ・ <input type="radio"/> 無 |
| | 電波障害・日照障害等の対策 | 有 ・ <input type="radio"/> 無 |
| 工事中の交通安全対策 | | |
| (1) 工事用車両の一日当りの延べ運行回数及びその作業の継続日数 | 運行回数 最大 20 往復／一日当り 平均 10 往復／一日当り 作業の継続日数 150 日 | |
| (2) 交通事故防止監視員 | 大型車両通行時等は、交通誘導員を配置する。 | |
| (3) 交通安全施設の設置 | 工事区域は、コーン、バリケード等で囲い、車両出入口には、工事看板を設置する。 | |
| (4) 運行車両の種類 | 10t・2tダンプ、レッカー車、生コン車、普通乗用車等 | |
| (5) 地元説明会の実施 | 〇〇年〇月〇日 〇〇自治会に対し住民説明会実施済 | |
| 備考 | | |
| <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 道路を通行する工事用車両の1日あたりの延べ通行回数が50往復以上の作業を2日以上継続して行う場合には、規則で定める基準を遵守すること </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> ・工事中の公災害防止対策に関する計画については、工事中の公害及び災害の防止対策に関する基準のほか、安全施設等に関する図面、計画資料等を添付すること ・工事中の交通安全対策等に関する計画については、交通安全対策に関する図面(工事現場から車両の入退場経路を示したものを含む)、計画資料等を添付すること </div> | | |

・工事中の公害及び災害の防止に関する基準(別紙)に定める項目の番号及び内容を記入
 ・周辺家屋の事前調査をした場合は、その内容について詳しく記入

・工事中の公災害防止対策に関する計画については、工事中の公害及び災害の防止対策に関する基準のほか、安全施設等に関する図面、計画資料等を添付すること
 ・工事中の交通安全対策等に関する計画については、交通安全対策に関する図面(工事現場から車両の入退場経路を示したものを含む)、計画資料等を添付すること

作業地の境界線から 50 メートル以内に住宅がある場合は、当該用紙を記入

工事中の公害及び災害の防止対策に関する基準

(1) 特定建設作業に係る設備基準

該当のものに○を記入
有の場合は、左記の設備基準を遵守
する対策を記入すること

【 作業地の境界線から 50 メートル以内に住宅がある場合 】

| 作業の種類 | 設 備 基 準 | 届 出 内 容 |
|-----------------------------------|--|--|
| ① 杭打機等を使用する作業 | 1. 当該作業又は当該建設工事完了までの期間おおむね一定の場所に固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 2. 杭打作業は、アースオーガ工法又はこれと同等以上の防音・防振効果を有する工法により施工すること。 | (作業の有無) 有 ・ 無 (対 策) |
| ② びょう打機を使用する作業 | 1. 固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 2. びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業は、可能な限り地上部で行うこと。 3. 作業時には、金属性資材を防音材で被覆すること。 | (作業の有無) 有 ・ 無 (対 策) |
| ③ さく岩機、プレーカー又は舗装版破砕機を使用する作業 | 1. 作業地の住宅に面する境界線上に作業現場の高さより 1 メートル以上の高い防塵設備を設置すること (建物内で作業をする場合を除く) 2. 動力源としてガソリン又は、ディーゼルエンジンを使用する場合には、防音設備を設置すること。 | (作業の有無) 有 ・ 無 (対 策) |
| ④ 空気圧縮機を使用する作業 | 1. 塗装又はモルタル吹付作業する場合には、塗料飛散防止カバーを設置すること。 2. 原動機には防音設備を設置すること。 | (作業の有無) 有 ・ 無 (対 策) |
| ⑤ コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 | 1. 全工程密閉構造のプラントを設置すること。 2. 排水は本規則別表第 4 の 2 の (3) 排水処理施設の設備基準の⑫に準じた処理又は循環使用する。 3. アスファルトプラントの煙突高は 1.5 m 以上とすること。 4. 骨材の搔寄作業は自動機械設備により行うこと。 5. 作業場内及び進入路に散水設備を設置すること。 | (作業の有無) 有 ・ 無 (対 策) |
| ⑥ コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は破壊作業 | 1. 解体建物の周囲に当該建物の高さより 1 メートル以上高い防音設備を設置すること。 2. 固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 3. 散水設備を設置すること。 4. 火薬又はこれに類する爆破物は使用しないこと。 5. 破壊しようとする建築物が道路に接している場合においては作業実施中は危険防止監視員を常置すること。 6. 作業機械及び残材は、作業完了後迅速に撤去すること。 | (作業の有無) 有 ・ 無 (対 策) |
| ⑦ ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業 | 1. 左欄の掘削機械は、必要最小規模のものを使用すること。 | (作業の有無) 有 ・ 無 (対 策) 掘削機械等は、必要最小規模のものとする。低騒音型機械を使用する。 |

作業地の境界線から 50 メートル以内に住宅がない場合は、当該用紙を記入

工事中の公害及び災害の防止対策に関する基準

(1) 特定建設作業に係る設備基準

該当のものに○を記入
有の場合は、左記の設備基準を遵守
する対策を記入すること

【 作業地の境界線から 50 メートル以内に住宅がない場合 】

| 作業の種類 | 設 備 基 準 | 届 出 内 容 |
|-----------------------------------|---|--|
| ① 杭打機等を使用する作業 | 1. 当該作業又は当該建設工事完了までの期間おおむね一定の場所に固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 2. ディーゼルハンマーを使用する作業には、油煙飛散を防止する対策措置を講ずること。 | (作業の有無) 有 ・ 無 (対 策) |
| ② びょう打機を使用する作業 | 1. 固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 2. びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業は、可能な限り地上部で行うこと。 3. 作業時には、金属性資材を防音材で被覆すること。 | (作業の有無) 有 ・ 無 (対 策) |
| ③ さく岩機、ブレイカー又は舗装版破砕機を使用する作業 | 1. 動力源としてガソリン又は、ディーゼルエンジンを使用する場合には、防音設備を設置すること。 | (作業の有無) 有 ・ 無 (対 策) |
| ④ 空気圧縮機を使用する作業 | 1. 原動機には防音設備を設置すること。 | (作業の有無) 有 ・ 無 (対 策) |
| ⑤ コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 | 1. 排水は本規則別表第 4 の 2 の (3) 排水処理施設の設備基準の⑩に準じた処理又は循環使用する。 2. アスファルトプラントの煙突高は 1.5 m 以上とすること。 3. 作業場内及び進入路に散水設備を設置すること。 | (作業の有無) 有 ・ 無 (対 策) |
| ⑥ コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は破壊作業 | 1. 固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 2. 散水設備を設置すること。 3. 破壊しようとする建築物が道路に接している場合においては作業実施中は危険防止監視員を常置すること。 | (作業の有無) 有 ・ 無 (対 策) |
| ⑦ ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業 | 1. 左欄の掘削機械は、必要最小規模のものを使用すること。 | (作業の有無) 有 ・ 無 (対 策) 掘削機械等は、必要最小規模のものとする。低騒音型機械を使用する。 |